

募 集

平成28年4月保育所等新規入所児童募集

平成28年4月から保育所（園）、認定こども園（保育所部分）へ新規入所を希望する児童を次のとおり募集します。

なお現在入所中の場合は、現況届を提出してください。現況届については、園をとおして配布します。

また保育所は、保護者や同居している家族の方が、お子さんを日中家庭で保育できない場合が対象となります。小学校入学の準備、集団生活の体験等を理由として入所を希望する方は、入所の対象にはなりません。

- 申込期間 12月1日（火）～18日（金）8:30～17:15
※土・日曜日、祝日は除く
木曜日の窓口延長では対応していません。



- 申 込 先 本庁福祉課子育て支援室
各総合支所市民福祉課

○提出書類

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童1人に対して1枚必要です）
- (2) 保育の必要性を確認できる証明書等（下記の①～⑦のいずれか）
 - ①就労している方…就労・就労予定証明書
（両親分提出してください。なお勤務先で記入のうえ、証明印が必要です）
 - ②妊娠、出産の方…母子健康手帳等のコピー
 - ③疾病、障がいがある方…医師の診断書 または 障害者手帳のコピー
 - ④同居の親族等の介護や看護をしている方…看護（介護）されている方の医師の診断書または介護保険認定証のコピー
 - ⑤災害復旧にあたっている方…り災証明書
 - ⑥求職中の方…ハローワークの登録証のコピー等
 - ⑦就学中の方…在学証明または学生証のコピー
- (3) 家庭状況申立書兼調査票（1世帯につき1枚）
- (4) 市民税額が確認できる書類（平成27年1月2日以降、市に転入された方のみ）
※市外から転入された方は、前住所地の市町村が発行する「平成27年度（平成26年分）住民税課税証明書または非課税証明書」を両親分提出してください。ひとり親家庭の場合は、家計の主宰者の分も必要になることがあります。

○注意事項

- ・提出書類のうち、(1) (3) 及び (2) の就労・就労予定証明書は、上記申し込み先と各保育所（園）、認定こども園にあります。
- ・就労・就労予定証明書の内容について、勤務先に確認する場合があります。
- ・出産のための入所の場合、おおむね産前6週、産後8週の入所が可能です。
- ・次の場合は、平成28年4月からの入所はできません。
 - i 書類を受付期間内に提出しなかった
 - ii 提出書類の不足等不備がある
 - iii 提出書類の内容に偽りがあった
- ・年度内の転園は基本的に認めませんので、事前に保育所（園）の見学等を行い、熟慮したうえで申し込みください。
- ・申込書提出後に記載事項や勤務先の変更等があった場合は、必ず届出をしてください。故意に怠ったり虚偽の申し込みを行ったりした場合は、不承諾や保育の解除になることがあります。
- ・常陸大宮市外の保育所（園）、認定こども園に入所を希望する場合や、転出、転入の予定がある場合は、できるだけお早めにご相談ください。

○保育所（園）・認定こども園の詳細及び定員

保育所（園）名		所在地	定員(名)	開所時間	保育時の年齢	電話番号
公立	大賀保育所	小祝238	60	7:20～19:00	0歳から 就学前まで	53-0387
	山方保育所	山方3360	90			57-2053
	美和保育所	高部2044	60			58-2649
私立	大宮聖愛保育園	上町367-7	120	7:00～19:00		52-0235
	さくら保育園	上岩瀬382	100			53-4789
	ひまわり保育園	石沢1920-1	110			52-1860
	あゆみ保育園	東野3182-6	100			52-0830
	大宮みのり保育園	小野2129-2	60			53-3025
	大宮聖慈保育園	野中町3266-3	100			52-2035
	野上保育園	野上1271-1	60			57-2808
	御前山認定こども園	野口1294	70		55-2606	
	緒川げんき保育園	下小瀬398	60		7:30～18:30	3歳から 就学前まで
	認定こども園 若草幼稚園 (保育所部分)	石沢1468-4	60	52-1611		

申込・問 本庁 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) **美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) **御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

※認定こども園若草幼稚園は、園へ直接お問い合わせのうえ、お申し込みください。

☎52-1611

次の施設においても入所児童を募集します。

【認可外保育所「共同子育てどんぐりくらぶ」】

○申込期限 平成28年4月28日（木）まで

※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月4日）は除く

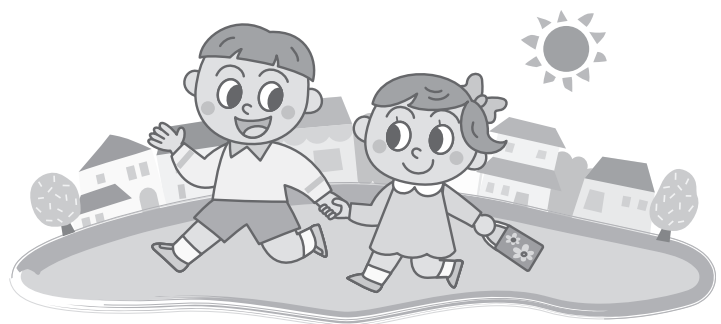
○募集対象 1歳から就学前まで

○募集人数 就学前児童25名

※学童保育の児童（小学6年生まで）20名についても募集します。

○保育料 年齢別・コース別

申込・問 共同子育てどんぐりくらぶ ☎53-1711



○平成28年度 保育所（園）認定こども園利用者負担額（保育料）について

平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、国で定める上限額の範囲内で、認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）ごとに市町村が定めることとされています。市の利用者負担額は、次のとおりです。

【保育所・認定こども園（2号認定・3号認定）利用者負担額】

階層区分	満3歳未満（3号認定）		満3歳以上（2号認定）	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	7,200円	7,200円	4,800円	4,800円
③市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,600円	15,300円	13,200円	12,900円
④市町村民税所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,600円	20,000円	19,600円
⑤市町村民税所得割課税額 169,000円未満	32,000円	31,400円	29,000円	28,500円
⑥市町村民税所得割課税額 301,000円未満	44,000円	43,200円	31,000円	30,400円
⑦市町村民税所得割課税額 397,000円未満	60,000円	58,900円	32,000円	31,400円
⑧市町村民税所得割課税額 397,000円以上	84,000円	82,500円	56,000円	55,000円

- 1 平成28年4月からの利用者負担額（保育料）は、8月分までは平成27年度の市民税額（平成26年1月～12月の所得に係るもの）、9月分以降は平成28年度の市民税額（平成27年1月～12月の所得に係るもの）で決定されます。
- 2 上記の利用者負担額（保育料）の他に、所・園によって給食費や送迎バス利用代などの別途費用がかかることがあります。
- 3 ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯等の子どもは、第2階層は0円とし、第3階層は上記額より1,000円減とする軽減措置を実施します。
- 4 多子世帯の保育料の軽減策は市の独自施策として、子育て世帯の経済負担の軽減と、少子化対策を講ずるため、国の基準によらず、すべての第2子について半額、すべての第3子について無償とします。
- 5 保育短時間（8時間）の利用者負担額は、保育標準時間（11時間）の利用者負担額の1.7%減を基本に設定します。
- 6 年度途中で3歳の誕生日を迎え、3号から2号へ変更になった場合、あるいは年度途中で2号として入所（園）した場合でも、利用者負担額は4月1日時点での年齢で決定するため、3月までは3歳未満（3号）の額になります。

問 本庁 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140